

介護保険施設等における災害時の利用者の安全確保等について

香川県 健康福祉部 長寿社会対策課

平成29年3月

厚生労働省通知の背景

- ◆平成28年8月31日に岩手県の認知症高齢者グループホームにおける台風第10号による多数の利用者が亡くなる災害発生
- ◆介護保険施設等は自力避難困難な方の利用が多いことから、利用者の安全確保のため、水害・土砂災害など各種災害に備えた十分な対策を講じる必要がある

➤ 厚生労働省通知

平成28年9月9日付け老総・老高・老振・老老発0909第1号
「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害
時の体制整備の強化・徹底について」

※通知文書は「かがわ介護保険情報ネット」（事業者支援情報>>通知一国からの通知一その他）に掲載

今回の岩手県での台風被害の状況を踏まえて非常災害対策として
特に留意すべき事項をとりまとめ

高齢者施設を対象にした通知であるが、
他の社会福祉施設（救護施設、児童福祉施設、障害者支援施設
等）も同様の通知（平成28年9月9日付け社援保発0909第1号・雇
児総発0909第2号・障障発0909第1号）があり、社会福祉施設は
各施設での現状を点検し、不十分な点があれば見直しを図るなど、
施設の特性を踏まえた対策を講じる必要がある

【留意事項 1】

情報の把握及び避難の判断

- 職員は気象情報の他、公的機関による情報把握に努める
⇒災害時に市町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」等避難情報の入手方法を予め所在市町に確認
※香川県防災情報メールに登録（気象情報、避難情報等の配信）
- 「避難準備・高齢者等避難開始」発令の段階で避難を開始するなど適切な行動をとる旨避難計画に定め、発令された際には適切に行動
- 過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全確保を最優先に検討し、早め早めの対応を講じる

【留意事項 2】

非常災害対策計画の策定及び避難訓練

- 非常災害に関する具体的な計画（各施設の非常災害対策計画）では、火災のみではなく、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定める
- 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有
- 避難訓練実施後、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを実施（混乱が予想される夜間を想定した避難訓練も実施）

※非常災害対策計画の策定に際し「防災マニュアル作成の手引き」を参照

- 手引きは「かがわ介護保険情報ネット」（事業者支援情報>>リスクマネジメントー防災対策）に掲載